



令和5年度 赤い羽根助成事業

つながり紡ぐ★ ハッピーチャレンジ事業 (通称: ハピチャレ)

草津市共同募金委員会では、**地域福祉の推進を**
目指して、令和6年度から草津市内で実施する
新たな「つながり」をつくる事業に対し
公募による助成事業を始めます。

1事業最大
10万円まで!



対象事業

- 新たな居場所づくりを行う事業
- 人と人をつなぐ事業
- 人と地域をつなぐ事業
- 多世代・多文化交流等を行う事業 等

▼事業例▼

- ・子どもや子育て世代を対象とした活動
- ・障害者やひきこもり者とその家族を対象とした活動
- ・子どもと高齢者、子どもと障害者、子どもと地域等のコラボ事業

あくまでも事業例ですので、申請の際はご相談ください！
過去の採択団体の活動はホームページをチェックしてください！

応募期間



令和5年9月1日(金)～令和5年10月13日(金)
(当日消印有効)

助成対象団体



以下のすべてに該当するグループや団体とします。

- ①草津市内で活動するグループや団体(既存の団体でも可)
- ②グループや団体の構成員が5名以上
- ③グループや団体の構成員のうち2名以上が草津市内在住
- ④赤い羽根共同募金運動の周知啓発や協力ができるグループ・団体
※未成年のみで団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。

審査方法



助成金の審査は、書類審査と公開プレゼンテーションにより実施します。

申請～助成の流れ



①申請書を手に入れる
(窓口・ホームページにて)

②事務局に提出
10月13日(金)／当日消印有効

③書類審査
(11月)

④書類審査通過者を対象に
公開プレゼンテーション
審査 12月2日(土)

⑤助成決定(令和6年1月)→令和6年4月～令和7年3月末の期間で事業実施

対象経費



次に掲げる経費の実費とします。

- | | | |
|-----------------------|---------|----------------------------|
| ● 報酬
(スタッフの人工費は除く) | ● 賃借料 | ● 消耗品費 |
| ● 通信運搬費 | ● 印刷製本費 | ● その他 |
| ● 使用料 | ● 手数料 | 会長が特に必要と
認めるもの
● 燃料費 |

対象とならない 事業



次のいずれかに該当する事業は助成の対象としません。

- コロナ禍の影響により、活動を中止していたが、これから再開する事業。
 - 特定の区域や範囲の人同士の交流、つながりを広げることを目的とする事業。
 - 構成員の親睦や趣味的な活動を目的とする事業。
 - 単に物品の購入や施設の改修を行う事業。
 - 特定の人または特定の団体の利益を目的とする事業。
 - 営利、宗教または政治を目的とする事業。
 - 調査または研究のみを目的とする事業。
 - 国、地方公共団体その他助成団体等から助成を受けている事業。
- ※ただし、学区社協をはじめ、補助金や助成を受けている団体の場合、本助成を受けて実施する事業と、その他の助成を受けて実施する事業の収支が明確に分かれている場合は、助成の対象とする。
- 共同募金の活用に適さない活動や寄付者の思いにそぐわない事業。
 - その他草津市共同募金委員会会長が適当でないと認める事業。

対象とならない 団体



次に該当する団体やグループは助成の対象としません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制下にあるグループ・団体。

詳しくは、事務局もしくはホームページにて募集要綱をご確認ください。



【問い合わせ先・書類提出先】

社会福祉法人 滋賀県共同募金会草津市共同募金委員会事務局（草津市社会福祉協議会内）

住所：滋賀県草津市大路2丁目1-35 キラリ工草津4階

TEL：077-562-0084 FAX：077-566-0377 HP：<https://www.kusa-shakyo.or.jp/>

本助成は赤い羽根共同募金によって運営されています。

赤い羽根共同募金は、「じぶんのまちをよくする仕組み」をつくるため、地域活動を支えています。

助成決定がなされた際には、活動実施の際に共同募金による助成を受けている主旨を明示いただき、共同募金運動への協力をお願いしておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。